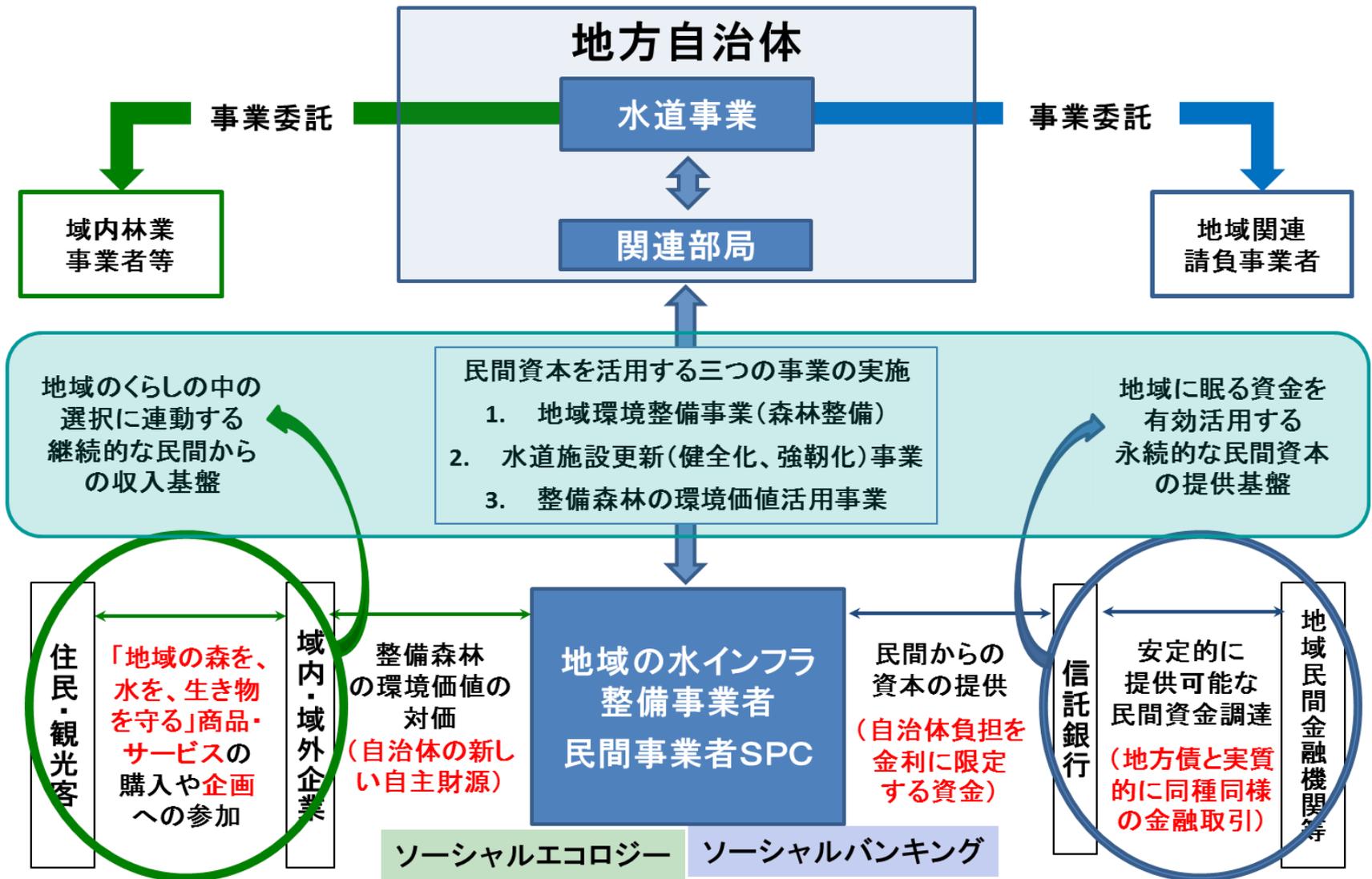


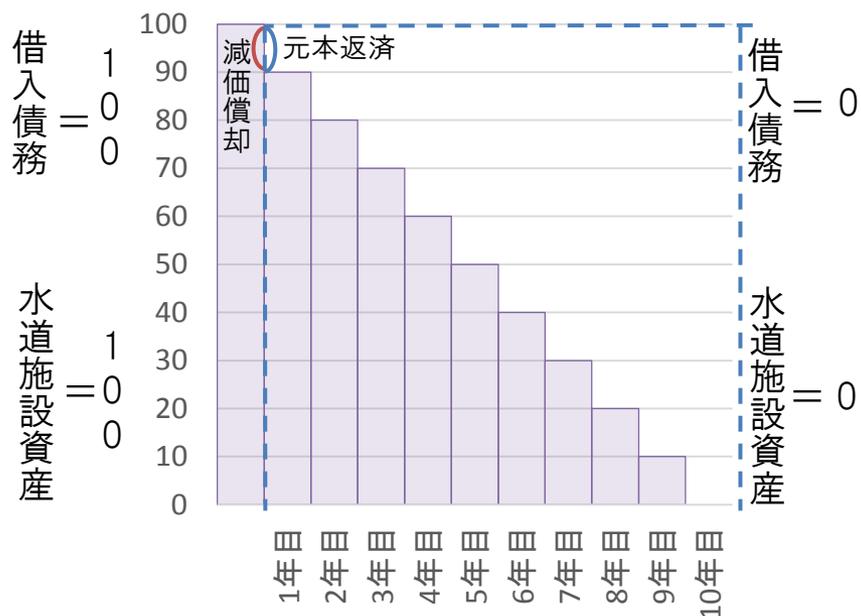
水と緑の連携インフラ支援プログラム概念図



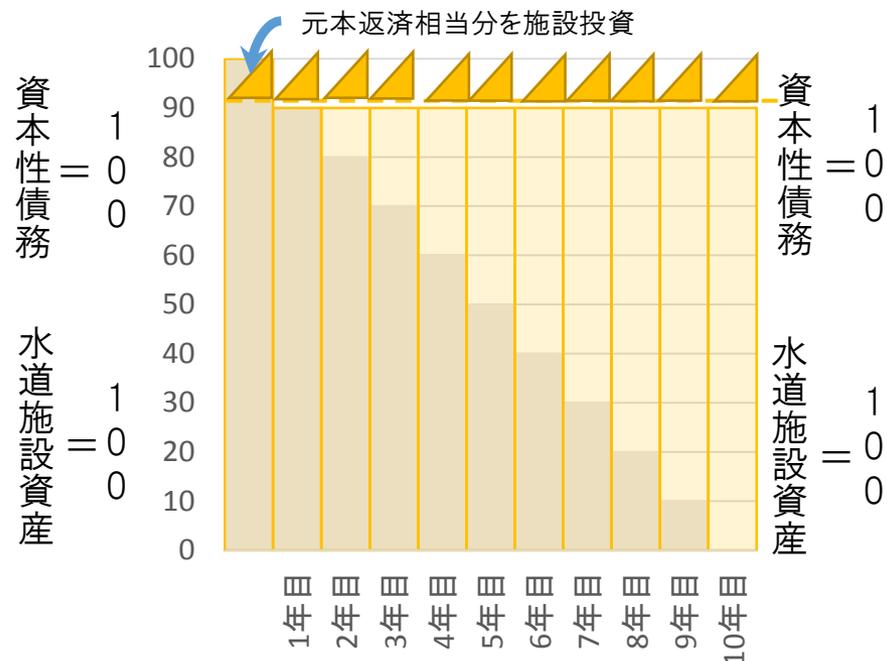
水と緑の連携事業の概要説明

2. 日本ユネスコ協会連盟による未来遺産運動との連携も視野に、整備対象である水源林等の環境価値を活用、新しい経済と環境の循環を創出します(ソーシャルエコロジー)
 - ① 民間森林認定を活用し、学術的に定量化可能な二酸化炭素量認証に基づく販売流通可能なクレジットに転換するなど、環境価値の見える化を実現します
 - ② クレジット等見える化された環境価値の活用権は、地域の水源林整備という社会貢献活動を通じた戦略的CSRや「地域の水を守る」商品・サービスの提供を目指す企業に販売されます
 - ③ 企業への活用権の販売代金は、水道事業体の民間からの新しい自主財源となります
1. 水源・流域(水源林等)から蛇口(水道施設)を一体とする地域の水インフラを永続的に民間が支える基盤を民間の金融力に基づき創出します(ソーシャルバンキング)
 - ① 水道事業において地域の水インフラ整備を永続的に支える民間資本を導入します
 - ② 民間資本は、多くの地域金融機関が積極的に参加可能な方法により、地域に眠る民間資金を継続的に募集することにより提供されます
 - ③ 従来の企業債運営と比較して、料金収入から回収されるべき水道施設更新事業に係る公的負担を削減します(「元本返済負担+金利負担」⇒「金利負担」)

従来型の財源調達(企業債)



本件事業における資本性財源調達



前提条件 事業資産の減価償却期間＝借入債務の元本返済期間＝10年

1. 事業資産を借入債務を財源に取得
2. 次年度以降、料金収入を原資として元本返済を行う
3. 1年毎に、健全な事業資産は減価償却費相当減少、10年後には0

1. 事業資産を資本性債務を財源に取得
2. 次年度以降、料金収入を原資として元本返済相当分にて追加更新事業を実施
3. 将来のどの時点においても、健全な事業資産は100

$$100 = \text{料金収入から支出される元本返済額} = 0$$

$$100 = \text{建設改良事業実施額} = 200$$